

年四回の水質検査を行っておりますが、水銀による地下水の汚染結果は出ておりませぬ。

この埋め立て地につきましては、去る三月六日から有害ごみの分別収集を実施しております関係と同時に、リサイクルセンター内での手選別による有害ごみの除去を行っておりますので、有害ごみの混入による埋め立て処分はほとんどない状態でございます。今後とも、水質検査結果には十分注意をまいりたいと思っております。

最後に、P・R対策につきましては、清掃日より、広報お知らせで水銀による環境汚染を防止するための有害ごみ分別収集の徹底を図っております。最近では、かなり徹底が図られてきております。

なお、使用済み乾電池等の布が配布する袋による分別収集の方法につきましては、自主的に進めておりますので、現在の方法でスタートしたばかりでございますので、いましばらくこの方法で進めさせていただきます。分別収集の現状を見てから考えさせていただきますと思っております。これからも分別収集を徹底し、環境汚染の防止のため、清掃日より

もちろんのこと、広報等で十分P・Rに務めてまいりたいと思っております。

水質結果については、担当部長から御答弁申し上げます。

次に、コンピュターの導入についてでございますが、確かに小野沢議員さんの御質問のとおり、現代社会の中で、行政事務もコンピュターの導入によりまして事務能力の向上を図り、市民サービスのためにもその必要性は高く、重要なものと考えております。現在、電算検討委員会を組織させ、検討に入っておりますので、なお、詳細につきましては部長から説明をいたさせていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

○市民部長（井上久男君） それでは、自席から市長の補足答弁をさせていただきます。

最終処分場の処分地の調査でございますが、水質につきましては、このリサイクルセンター内に四カ所の井戸からの投入前と投入後、五十七年の七月に投入前に検査を行い、不検出でございます。それから、その後五十七年の十月からリサイクルセンターに投入しておりますが、それ以降五十八年の三月、六月、九月、十二月、さらに五十九年の三月と、このように四カ所の井

戸から水質検査等を行っておりますが、その結果、すべて不検出でございます。以上でございます。

○企画財政部長（生子国利君）　ただいまの市長の趣旨に対する補足説明を申し上げます。

現在、行政事務改善委員会の中に専門委員会を設けまして、住民情報電算を主として市民部、福祉部、それから選挙、教育、企画、財政部の関係課長及び係長をもって構成しております。この委員会もすでに数回開いております。

さらに、先進地でございます市町を視察いたし、大体十月をめぐりに目標を定めておりますが、そこで、一応機械化の考え方、特に、いまのところの現状としましては、まず住民情報としては、ワードプロセッサの導入が一番必要性が高いのではないかと、いうふうにも考えられておりますけれども、さらに検討を加えまして、その利用方法その他につきまして十分検討したいというふうに考えております。いづれにしても、十月をめぐりに進めたいというふうに考えております。

○十三番（小野沢 久君）

再質問をさせていただきます。

まず、廃乾電池の関係ですけれども、最終処分地については、何度も新聞等でも報道されておりますけれども、三多摩地域の廃棄物広域組合で検討するということでございますけれども、この検討に入っているのか、検討がこれから始まるのか、もう少し詳しく、この中で共同処理ということについて検討が進められるのではないかと思いますので、その辺り見解がわかったら教えてください。

それから、最終処分地の調査の関係ですけれども、五十九年度の予算の中で、最終処分場水質検査委託料が百五十五万四千円ありますけれども、この中で検査をしていくわけだと思っておりますけれども、投入が始まったのが五十七年の十月ですが、実際に、乾電池は外の部分が腐ってくるまでは水銀が出てくる心配はないので、今後、調査はこれから先が重要ではないかと思っておりますので、どのくらい長期的に、たとえばいまの最終処分地がいっぱいになった後も調査を続けていくかどうかという点。

それから、いまの分別収集に入ったわけでありまして、リサイクルセ

ンターに分別されてこない部分、リサイクルセンターで選別する部分があると思わなければならない、分別収集が集まってくる部分と、そこで集めた部分の割合がどのくらいになっているか。

それから、P・Rの関係なんですけれども、市長の答弁で、自主的にお願いしているということなんですけれども、実際、この問題、三月にも遠藤議員が取り上げて、またすぐの問題なんですけれども、そのときと同じその面では答弁なんですけれども、本格的に分別収集に取り組むというのであれば、やはり専用の袋とか箱を配布した方がより成果が上がるのではないかと思うので、その辺を三月に答弁があったということと関係なく、十分に検討していただきたいと思えますけれども、その辺がどうか、それと、もう一つ、清掃車等にも、いま放送しながら収集しておりますけれども、そこはそういうことも取り入れることができるかどうか。

それから、電算機の関係なんですけれども、専門部会をつくらせて課長、係長で構成され、検討しているということですが、五十九の電算処理関係の委託料が、議会の報酬あるいは職員の給料計算、

税務課の市民税、固定資産税、徴収関係、住民情報関係、選挙の関係、国民年金の関係等合わせて三千四百六十五万九千円、落ちがあるかもしれませんが、大変大きな金額になっているんです。ですから、この辺の委託料の減少に向けての検討がなされているかどうかという点をお尋ねいたします。すべて委託料の関係は随意契約でありますので、できれば自主的にできる方がいいのではないかと私は思いますので、この辺の検討があったかどうか。

それにまた、こういう問題は、労働組合との関係が常にあるわけですが、いますけれども、いまその専門部会への検討の中で、組合とのこの件に関する交渉が行われていたのかどうか。

以上二点、コンピュータの関係は二点です。

○市民部長（井上久男君）

それでは再質問にお答えいたします。

まず、一点目の広域処分組合で検討されているのかどうかというふうなこと、市長の答弁に対する御質問でございますが、現在、広域処分組合の方で、協議会の中でこれをいま資料を集めている段階でござい

います。現在、近々にその集計ができた段階から検討を加えるというふうなことになるかと思ひますので、いましばらくその結果についてはお待ちいただきたいと思ひます。

それから、二番目の共同処理についてということですが、これはあくまで先ほど市長答弁にありましたように、市単独では相当な経費もかかりますし、また、この処分先がなかなかむずかしい問題がありますので、これについては十分共同処理という広域処分組合の中の検討の中で歩調をとるという考え方であります。

それから、三番目の最終処分地の今後の水質調査を続けるのかどうか、埋め立て後についても、ある程度監視は必要であらうかと思ひます。これにつきましては、その時期になりますれば、またさらに都清掃局の指導を仰ぎながらこれについては態勢を整えていく必要があらうかと思ひます。四番目の分別収集と直接リサイクルセンターに集まる乾電池の割合でございますが、約八割は分別収集により各家庭から収集所に出され、そのほか一般の不燃ごみと一緒に投入されるのが約二割程度であらうかと思ひ

ます。大体その程度だと私の方では見ております。

それから、次に、P・Rの関係で、現在進めております収集方法は、各家庭から出されましてビニールの袋、あるいはそういうようなものを廃物利用で補っていたきたいということ、スタート間もないということ、先ほど市長も答弁しておりますが、それについても、袋の購入等というようなところでさらにP・Rできればというようなことの御質問でございますが、これについては、今後検討を加えながら、状況をもたえながら進めたいと思ひます。次に、清掃車に乾電池のP・R等をできないかという御質問でございますが、でき得れば、現在可燃ごみを収集している車にテーパーの吹きかき等をする必要があらうかと考えております。これについては委託業者とも協議して、できるだけ早い機会にその乾電池の分別についても考えていきたいと思ひます。以上でございます。

○企画財政部長（生子国利君） 二点だと思ひますが、一点の組合との関係はどうなっているかということでございますが、まず、組合につきましては、研究会そのものにつきましての了解が協議に入りまして、オーケーとい

うことになっております。したがって、これから研究の課題その他につきまして、その進捗状況によりましては、報告を中間にするという約束をしております。

それから、二点目の委託料の問題でございますが、これは三千何百万という金額になりますけれども、今後これらの関係につきましては、完全なる減額になるか、あるいは人員の増員というものは不可能でございますので、これらをコンピュータその他によってカバーするという行革の問題もありますので、必ずしも委託料が減るということも考えられないのではないだろうかというふうに考えますけれども、いずれにしても、財政的には少額にするという考え方を待って、一応研究していきいたいと思っております。以上です。

○十三番（小野沢 久君） 大変細かい説明をいただきました。大体の線まで行っただすけれども、乾電池の関係、最終処分は福生だけでやるというわけにはいきませんので、これは恐らく共同処理になるのではないかと思いますので、今後の推移を見たいと思っております。

それから、いまリサイクルセンターの分が二割、そのほか八〇％が分別収集でできているということで、思ったより成果が上がっているという気がいたしましたので、これは今後とも、もっと分別収集の率が上がっていった方がリサイクルセンターの方もやりやすくなってくるし、落ちも少なくなるだろうと思いますので、それにはP・Rの関係が絡んでくると思いますので、P・Rの関係、清掃車の放送も考えていくということでありますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それで、先ほど検査はしているということですが、いままでの検査の中で、水銀の有無―水銀には有機水銀と無機水銀とあるわけでございますけれども、いましている検査の中で、メチル水銀の検査ができていますのかどうかという点をひとつ。

それと、最近では、メーカーに対して自主的な回収を求めるだとか、デポジット制度だとか、あるいはメーカーに共同処理の場合の負担金を要請するとかいろいろなことを取り上げておりますけれども、一歩進めて、具体的にはこういう運動を市としてしていく気があるかどうかという点。たとえばメー

カーに対して自主回収を求めていく。町田市がやっておりますけれども、こういうことをやっていくのか。あるいはデポジットの点を考えるか。メーカーに対する負担金等を求めるような要望をしていくというような具体的な行動を行政としてとっていく気があるかどうかという点をお願いいたします。電算機の関係につきましては、とにかくなれてしまえば大変便利なものですけれども、なれるまでが大変なかなかわりにくいというのが現状ではないかと思えます。私自身も、実際にはうちにも一口欲しいわけでございますが、なかなか経費の関係でそうはいかないのが現状であります。とにかく役所の内部事務に関しては、文書をつくるにいたしまして、本文はほとんど決まっております。また、いろんな関係の役員の名簿等もほとんど決まっておりますので、ワープロなんかそういう面で非常に成果を上げるし、先ほどの部長の答弁の中に、とにかく人員の増員ということは不可能ということなので、私も、もう職員数をふやすことはとにかく賛成できないわけでありますので、そういう面で内部処理をややはり簡素化していくということに重点を置いてこの問題は進めていって

ただきたいと思えます。

とにかく、専門委員会の十月を目指して回答が出てくるようでございますので、これを期待したいと思えます。電算事務の関係については、これで結構でございます。

○市民部長（井上久男君）

それでは御質問にお答えいたします。

まず、一点目の水質検査の中で、メチル水銀を検査しているかどうかというようなことでございますが、これにつきましてはアルキル水銀を検査しております。先ほどと同じように不検出でございます。

それから、自主回収があるいはデポジット方式をとるのかという回収方法でございますが、業者については、あくまでもボタン型電池の自主回収をさらに強く要請したいと思えます。

さらに、デポジットについて、一般乾電池については現在の方法をとり、デポジットといいますが、そういうような面については現在のところは考えておりませんので、よろしく願います。

○十三番（小野沢久君）

乾電池についてはそういう形で、最終処分地の調

○ 査は、今後ともこれから恐らく電池も腐食してくると思いますので、長期にわたっての怠りない調査をしていただきたいと思います。

それから、やはり分別収集の率を上げるには、P・Rという点が大変大きなウェイトを占めると思いますので、その辺のP・Rについても、今後とも十分に現状を見きわめた上で検討を重ねながら、よりやりやすい方法に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○ 議長（田村市郎君） 次に、十二番 遠藤洋一君。

（十二番 遠藤洋一君登壇）

○ 十二番（遠藤洋一君） 通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

四点から成っている一般質問です。

第一点目は、横田基地についてです。

一つ目の基地対策課の設置についてということですが、市役所の機構そのものの見直しということがこの間行われているようでありまして、

検討もされているというふうに聞いています。

現実には、前市長石川常

太郎さんがまだ在位時代に、実は、その住民対策、あるいは市民相談、基地に関する苦情の聴聞、その他についての基地対策課の設置についてはどのように考えるかというふうに質問したことがありますが、その折に、前市長の答弁というのは「職員全員が基地対策課でございまして」というような答弁があったわけですが、とてもそれが実証されてきたというふうには余り思えていないです。

それで、田村市長、今回新しく市長に再選されたわけですが、これもこれからの基地対策、横田基地を抱えている福生市としては、基地対策についての基本的な考え方、それから、行政の機構上の問題からいいますと、基地対策課などについてはどのように考えているかということもぜひ伺っていきたいというふうに思っています。

御承知のとおり、ここ四月に入りましてから米空母ミッドウェーが横須賀にまた来たということもありまして、大変に特にこの四、五日は艦載機の離着陸の訓練が多くなっております。大変にきついうおとしというところを

い日が続いています。

もう一つ、基地対策課の設置というところにつきまして伺っていただきたいんですが、この間四月以降、横田基地から市内の上空を飛ぶような旋回飛行の訓練コースが変わったのではないかとというような市民の皆さんの声が多いんです。それまでチームスピリット84の最中にはそうでもなかったんですが、この四月、五月、六月、今月ぐらいにかけては、市役所の上空を飛ぶような上空旋回がずっと続いているんですけれども、こういうような飛行コース、訓練コースの変更というふうな事については、基地の方から何うかの形で言ってきたことがあるのだろうかということも、基地対策という事も含めまして伺っておきたいというふうに思っています。

それから、同時に三月から六月期の離着陸数につきまして、できれば前年との比較も含めまして報告をお願いしたいというふうに思います。

それから、第二番目が、都立保赤園の市町移管の問題です。御承知のとおり、八〇年の十一月に東京都は、市や町への都立保育

園の移管のことを提案いたしました。その折には、同時に八一年の三月に二百三十二人の職員定数の減員ということも含めまして都の方が行ってきたわけですけれども、続いて八二年の九月には設置条例の廃止をしてくるというふうな形で進んでいるわけです。

その中で、当市におきましては、八一年の六月に市議会の皆さんの御努力で、都立保育園の市への移管には賛成できなかったという、反対であるという意見書が出たわけですけれども、その後、数度の質問の中でも、東京都の対応につきましてはほとんど進んでいない。つまり東京都の市への移管につきましての交渉については、ずっと市としては、簡単に言えない、そういうわけにはいかないという形で突っはねてきたというふうに思いますけれども、前回三月の質問のときには、一応市は都からの移管についての相談のテーブルに着くのであるというふうに御答弁がありました。そのとき一番問題になりましたのは、二市二町と歩調を合わせるんだということがありまして、着かざるを得ないんだというふうに……。

その後、私どもの調査では、三月の二十七日だと思えますけれども、福生

の厚発第三二四七号で、東京都福生熊川保育園の移管についての回答を東京都鈴木俊一さんに対して行っております。昭和五十九年二月十七日付五八福総企第二六五号で依頼のあったことについて、次のように回答いたします。要するに、移管に伴う諸問題については、特に議会側との検討が必要なので、これらの状況を勘案し、責職との協議に応じてまいります、というものが出ているわけですが、それでも、その後、交渉のテーブルに着きます、ということを三月議会で御回答をいただいたわけですから、その後に回答書をお出しになりました、それから、実際の交渉というのが始まっているのかどうかということですね。テーブルに着くということをこのような形で表明したわけですが、その後の都との対応についてぜひ伺っておきたいと思っております。

それから、市長のこれからの都立保育園の市町移管についての見解、新しく市長さんに再選されたわけですが、きのうも市長の方針演説というのを伺ったわけですが、その中では特にこの問題について触れておりませんでしたが、これから四年間の行政の中で、どのようにこの都立保育

園の市移管について考えるかということをお伺いしたいというふうに思っています。

それから、次が私道整備の問題です。

私道整備というのは、市費、市役所での予算におきます私道整備の問題でありまして、私道整備というのは、福生市私道整備規則の中にうたわれております。五十二年三月三十一日に規則の三十二号として全面改定されました。五十九年の三月にたしか十三号でという形で改定されていると思えますけれども、その私道整備の問題なんですが、最近、五月の二十三日付の読売新聞などに、私道整備、つまり市のお金で行った私道整備に対して、私道整備の必要が低く、同意がないということ、沿道の住民が異議を申し立てたという新聞の記事が出ています。これは結局のところ、工事不当という形で監査請求になったというふうに新聞報道されていますけれども、本来ならば、私道の整備ですから、そこに住んでいる方にとっては大変に喜ばしいことでありますし、ましてや税金を使うことですから、それは市にとりましても、あるいは市民にとりましても

最も必要であり、なおかつ緊急を要することである。このような形になっていくんだらうと思うんです。簡単に言えば、喜ばれてしかるべき私道整備なのにもかかわらず、異議が出てきたということに関しては、大変に遺憾であるというふうに思っているんですけれども、私道整備の基準につきましてぜひ伺っておきたいと思ひます。

それから、今後の方針ということですが、これは新聞記事の中ですから、実際に関係部長がどのように言ったのかということにつきましては、新聞記者の目を一たん通しているわけですから、きりはないわけですから、この回の私道整備というのは、関係住民の意見を聞かなかつた点は反省しているというふうな発言を朝日新聞に行っているわけでありまして、大変そのことそのものは、市民に喜んでもらうべきところが、実際にはトラブルの種になってしまったということでは残念であるということも含めまして、私道整備の基準、それから、これからの方針についてぜひ伺っておきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、それにかかわる住民監査請求の件なんですけれども、

ども、やはり新聞報道によりまして、五月三十一日付の読売新聞の記事ですけれども、住民監査請求を監査委員が却下したというような記事が出ています。それで、その記事の中に、請求内容は監査になじまないという理由で請求を受理しないことを請求人に口頭で伝えたということの記事と、後半の方に、請求却下したというふうな形になっているんですが、地方自治法の二百四十二条にあるところの住民監査請求の中身なんです、その中で、受理をしないということ、受理をしないということに関しては、私は監査委員の独立性からいまして、監査委員の審議の中身にまで一般質問が立ち入ることまでできないというふうに考えているわけですから、その点の監査事務局の段階で、受理をしないというところまでになります。これは多分一般事務に当たるところというところで質問していくわけですが、受理をしないということも今おめまして、どういうこと、これは受理しないというのは新聞報道ですから、実際には事務局の方ではどのように判断したかということとはわからないんですけれども、その今回想起りました住民監査請求の実態と経過について伺って